

視覚障害者に配慮した道路空間整備について

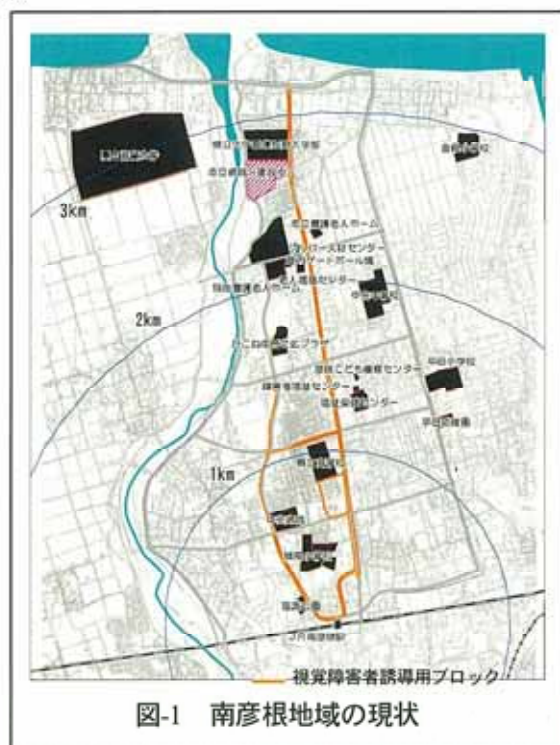
八千代エンジニアリング株式会社 正会員 伊藤良雄

1.はじめに

本論は、平成14年度に行った滋賀県下で唯一の盲学校が立地する南彦根地域を対象に、視覚障害者にとって安全、安心、快適な道路空間の整備の検討¹⁾の中から視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法について述べたものである。

2.調査対象地域の現状

調査対象である南彦根地域には、図-1に示すようにJR南彦根駅より北へ約1kmの所に県立盲学校がある。盲学校周辺には障害者福祉センター、ひこね市民文化プラザ、福祉保健センターや中央病院等の施設があり、視覚障害者の活動範囲となっており、視覚障害者誘導用ブロックは、盲学校を中心に主要路線で整備されている。



3.視覚障害者誘導用ブロックの問題点

南彦根駅から盲学校を中心とした経路に対して、視覚障害者及び歩行訓練士の方に実際に歩行してい

ただき、視覚障害者誘導用ブロックの問題点を把握した。現地では、点状ブロックが交差点内を向いているため、交差点内に誘導される敷設方法となっていた。(写真-1・2)



写真-1



写真-2

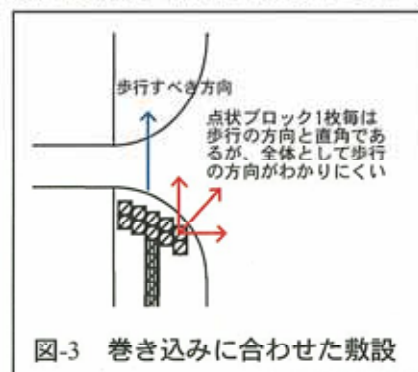
4.視覚障害者誘導用ブロックの敷設上の課題

交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法は、ガイドライン等²⁾³⁾では図-2のような敷設例が示されている。



ところが、交差点の規模や形状によっては、ガイドライン通りに計画・施工した場合、結果的に適切な誘導方法にならない事がある。

図-3の場合、個々の点状ブロックが歩行方向と直角であっても、列として見たときには斜め方向を認識してしまう。視覚障害者の歩行実態を把握し、混乱しない様なシンプルな誘導方法を考えなくてはならない。



キーワード：バリアフリー、市民参加、視覚障害者誘導用ブロック

連絡先：大阪府大阪市中央区城見 1-4-70 電話：06-6945-9215 FAX：06-6945-9303

5. 視覚障害者に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法

ここでは、南彦根地域において、視覚障害者の意見を聞いた結果や現地仮設検討結果に基づいた視覚障害者誘導用ブロックの敷設時の考え方を述べる。

交差点部において視覚障害者誘導用ブロックを巻き込み形状に合わせて敷設すると、歩行方向を認識しづらくなり、誤って交差点内に歩行してしまう事がある。これは、視覚障害者が点状ブロックの横並びで方向を認識するからである。

視覚障害者が交差点の対面に歩行できる様に誘導するには、巻き込み形状に関係なく、図4の様に点状ブロックを歩行方向に直角でかつ2列に敷設するのが望ましい。

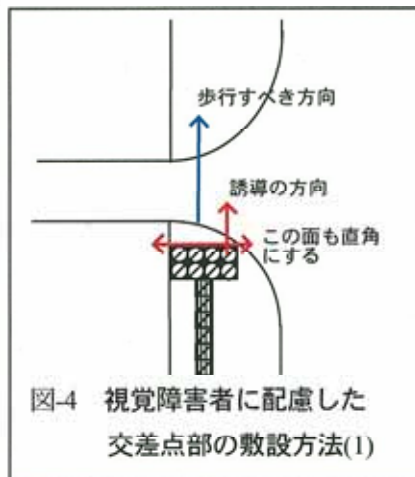


図4 視覚障害者に配慮した交差点部の敷設方法(1)

また、点状ブロックは、歩行方向の誘導だけでなく、歩行位置の確認にも利用されていることがあるため、図5の様な横断歩道部では誘導してきた線状ブロックの位置が点状ブロックの中心に一致することが望ましい。ただし、交差点形状によっては、横断歩道全幅に点状ブロックが敷設できなくても、対称とすることを優先する。

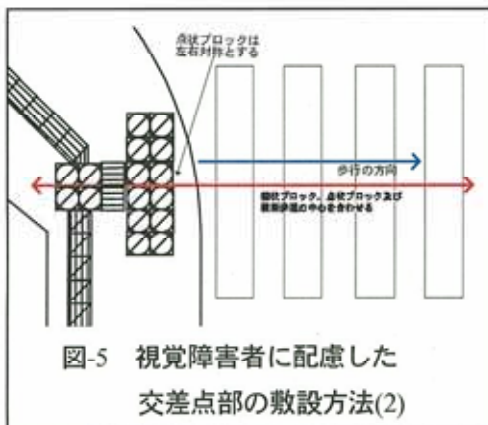


図5 視覚障害者に配慮した交差点部の敷設方法(2)

交差点巻き込み部での敷設方法を整理すると、

- ①横断方向が明確になるようにするために、点状ブロックを横断方向と直角かつ直線になるように2列で敷設する。
- ②原則として横断歩道中心と点状ブロックの中心を合わせる。

以下の写真は、当事者立ち会いのもと、視覚障害者誘導用ブロックを整備し直した事例である。



写真-3 (整備前)



写真-4 (整備後)

6. あとがき

視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法については、ガイドライン²⁾³⁾等に一定の基準が示されている。ただし、交差点形状や歩道幅員・線形等、現場の状況により、ガイドラインの基準通りに敷設できない場合がある。本取り組みでは、現地にて当事者と敷設方法を確認しながら視覚障害者誘導用ブロックを敷設することができた。

今後、視覚障害者誘導用ブロックを整備する上では、敷設の考え方を設計者、施工者とも理解する必要がある。また、視覚障害者の歩行実態を十分認識し、視覚障害者の立場に立った計画・施工をしていくべきである。場合によっては、視覚障害者の意見を聞くことも重要である。

参考文献

1. 滋賀県湖東地域振興局建設管理部：平成14年度503号 視覚障害者に配慮した道路空間整備調査検討業務委託 (H.15.3)
 2. 建設省道路局：視覚障害者誘導用ブロック設置基準 (S.60.9)
 3. 交通エコロジー・モビリティ財団：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン (H.13.8)
- 国土交通省道路局：
道路の移動円滑化整備ガイドライン (基礎編) (H13.11)